

第1章 総説

この手引きは、高圧ガスの販売を行う者が高圧ガス保安法に基づき行わなければならない諸手続きや義務をまとめたものです。

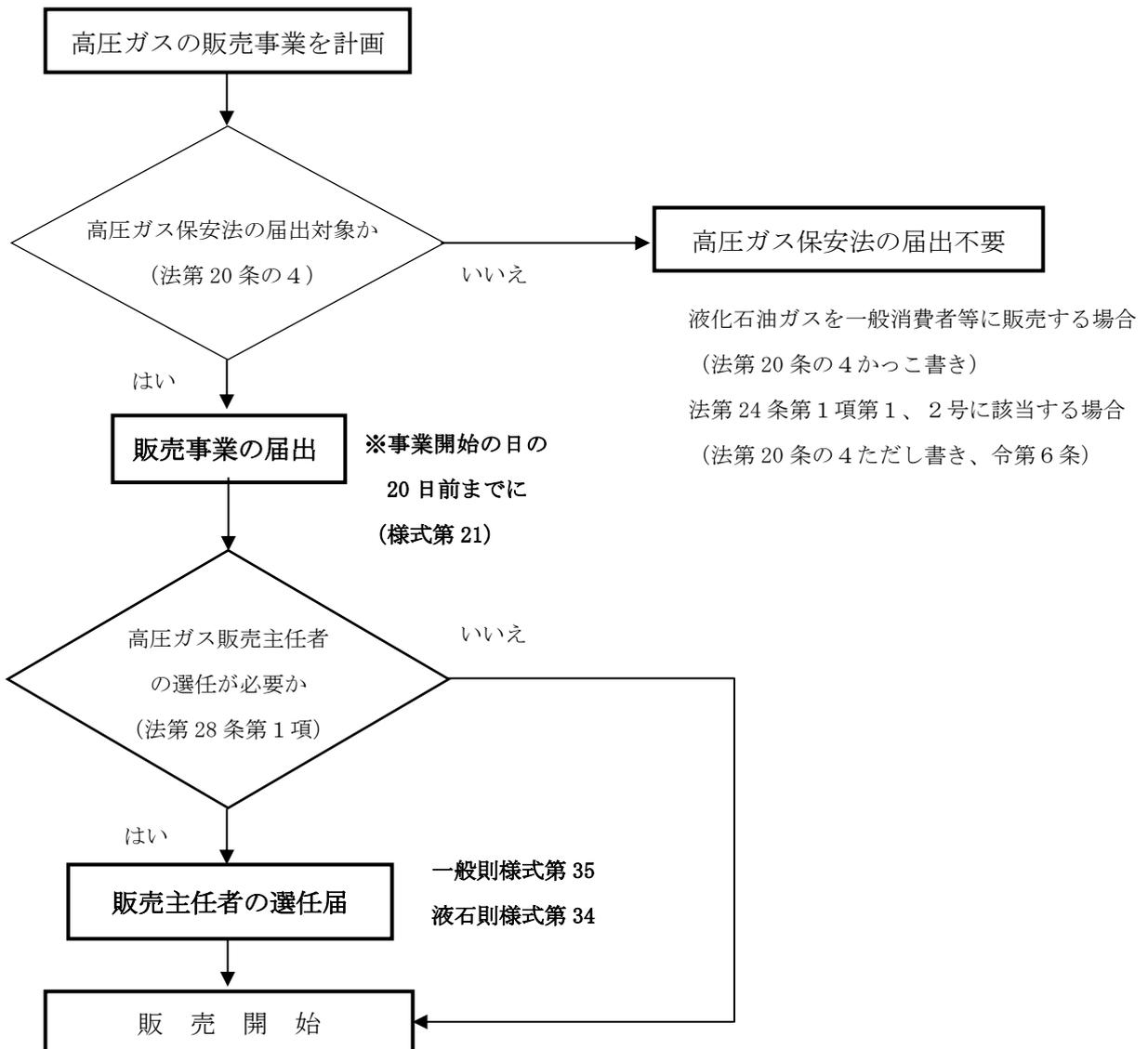
販売とは、高圧ガスの引渡しを継続かつ反復して行い、それによって対価を得ることです。通常は容器(ボンベ)に充填された状態や販売先の貯槽等にタンクローリーから充填する形態で取引されます。

また、液化石油ガスを一般消費者等(家庭用、飲食店等業務用の消費者)に販売する場合には、「高圧ガス保安法」ではなく「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく手続きが必要となります。液化石油ガス法申請の手引きの「販売事業の申請・届出関係手続き」を参照してください。

なお、冷媒ガスの入った冷凍設備を販売する場合は、冷凍関係申請・検査の手引きの「V 冷媒ガスの販売・貯蔵等」を参照してください。

1 手続きの概要

(1) 販売開始まで



(2) 販売開始後の各種届出

高圧ガス販売主任者を選解任した場合	高圧ガス販売主任者届（一般則様式第 35、液石則様式第 34） （法第 28 条第 1 項、第 3 項）
販売する高圧ガスの種類を変更する場合	販売に係る高圧ガスの種類変更届書（様式第 22） （法第 20 条の 7）
高圧ガス販売事業を承継する場合	高圧ガス販売事業承継届（様式第 21 の 2） （法第 20 条の 4 の 2 第 2 項）
高圧ガス販売事業を廃止する場合	高圧ガス販売事業廃止届書（一般則様式第 26、液石則様式第 25） （法第 21 条第 5 項）
法人代表者等に変更があった場合	代表者等変更届（手引様式第 2）
販売のための施設、高圧ガスを充填した容器が危険な状態になった場合	危険時の措置及び届出（法第 36 条第 1 項、第 2 項）
所有する高圧ガスについて災害が発生又は喪失・盗難があった場合	高圧ガスに係る事故届（一般則様式第 58、液石則様式第 57） （法第 63 条第 1 項）

届出の際は 1 部提出してください。なお、事業所控えが必要な場合は、もう 1 部用意してください。

2 販売事業に係る届書の提出先

販売所の所在地	提出先
水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県防災・危機管理部消防安全課 産業保安室 電話 029-301-2891 Fax 029-301-2887
常陸太田市、大子町	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 県北県民センター環境・保安課 電話 0294-80-3355 Fax 0294-80-3357
日立市、高萩市、北茨城市	〒317-0073 日立市幸町 1-21-2 県北県民センター日立商工労働センター 電話 0294-21-6711 Fax 0294-21-6712
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	〒311-1593 銚田市銚田 1367-3 鹿行県民センター環境・保安課 電話 0291-33-6056 Fax 0291-33-5638
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 県南県民センター環境・保安課 電話 029-822-7067 Fax 029-822-9040
古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	〒308-8510 筑西市二木成 615 県西県民センター環境・保安課 電話 0296-24-9140 Fax 0296-24-7813
常陸大宮市	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町 621 常陸大宮市消防本部 電話 0295-53-1156 Fax 0295-53-2041

第2章 販売に係る届出

1 高压ガス販売事業届

(1) 概要

高压ガスの販売の事業（液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（液石法第2条第3項）を除く）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の20日前までに販売事業届（様式第21）を届け出なければなりません。

販売所とは、一般的にその場所において取引（契約）が成立する所をいい、現品（高压ガス）を直接取り扱わない場合も届出が必要です。

なお、既に高压ガス販売事業届を届出済みの販売業者であって、販売所の所在地を移転、法人化または事業の一部譲渡を行う場合は新たに高压ガス販売事業届の届出が必要です。

また、以下の場合は届出が不要です。

ア 第一種製造者がその製造した高压ガスをその事業所において販売するとき
（法第20条の4第1項第1号）

イ 以下に示す高压ガスを販売する場合で貯蔵数量が常時容積5m³未満の場合
（法第20条の4第1項第2号及び令第6条）

- ・ 医療用の高压ガス（在宅酸素療法用の液化酸素は除く）
- ・ 内容積が300mL以下の容器内における高压ガスであって、温度35℃において圧力が20MPa（メガパスカル）以下のもの
- ・ 消火器内の高压ガス
- ・ 内容積1.2L以下の容器内における液化フルオロカーボン
- ・ 自動車又はその部分品内における高压ガス
- ・ 緩衝装置内における高压ガス

（不活性ガス又は空気を封入した物であって設計圧力を超える圧力にならない構造のもの。エア・サスペンション、外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ等））

(2) 提出書類

ア 届書 高压ガス販売事業届（一般則様式第21、液石則様式第21）

イ 添付書類

- ・ 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は住民票の写し）
- ・ 委任状（法人代表者以外の者に申請手続等を委任する場合）（手引様式第3）
- ・ 販売計画書（別紙1） ※1
- ・ 販売業者等に係る技術上の基準に関する事項を記載した書類（別紙2もしくは別紙3）
- ・ 販売先保安台帳の様式（参考様式1、2、任意様式でも可）
- ・ 容器授受記録簿の様式（参考様式3、任意様式でも可）
- ・ 販売所の位置図
- ・ 高压ガスを貯蔵する場合は貯蔵量の計算書、容器等の配置を示す容器置場の見取り図

※1 販売計画書（別紙1）の作成上の留意事項

・販売の目的

販売区域は市町村単位で記載してください。また、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合には、販売区域を具体的（〇〇町〇〇区域に販売）に記載してください。

・販売するガスの種類及び販売方法

販売する高圧ガスの貯蔵がある場合、最大貯蔵量を記載する。貯蔵量の単位については、圧縮ガス m^3 、液化ガス kg で記載してください。

2 高圧ガス販売主任者届

(1) 概要

高圧ガスを販売する販売業者は、販売所ごとに所定の免状と経験を有する者を販売主任者として選任しなければなりません。（法第28条第1項）

また、高圧ガス販売主任者を選任・解任したときは、「高圧ガス販売主任者届書」（一般則様式第35、液石則様式第34）を遅滞なく届け出なければなりません。

ア 一般高圧ガスを販売する場合

(ア) 高圧ガス販売主任者の選任を要するガス（一般則第72条第1項）

次に掲げる高圧ガスを販売する場合には、高圧ガス販売主任者を選任する必要があります。

アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40%未満のものを除く）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く※1）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシラン

※1 高圧ガス販売主任者の選任が不要な圧縮水素スタンドの要件

(20211020 保局第1号 令和3年10月20日)

- ① 車両用圧縮水素の販売を行う圧縮水素スタンドにおいて、車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。
- ② 車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、車両用圧縮水素の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第20条の4に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。
- ③ ②に基づく体制が、当該第一種製造者が定め、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た危害予防規程においても明記されていること。

(イ) 高圧ガス販売主任者の資格（一般則第 72 条第 2 項）

販売業者は、次の表の左欄の販売所の区分ごとに甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって、同表右欄に掲げるガスの種類のうち一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造又は販売に関する 6 カ月以上の経験を有する者のうちから販売主任者を選任しなければなりません。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロロメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

イ 液化石油ガスを販売する場合（液石則第 70 条）

液化石油ガス（炭素数 3 又は 4 の炭化水素を主成分とするものに限る）の販売業者は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスについての製造又は販売に関する 6 ヶ月以上の経験又はこれらと同等以上の経験を有する者のうちから販売主任者を選任しなければなりません。

(2) 提出書類

ア 届書 高圧ガス販売主任者届書（一般則様式第 35 液石則様式第 34）

イ 添付書類

- ・高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写し
- ・経験を証明する書面（参考様式 4（一般高圧ガス）、5（液化石油ガス））

3 販売に係る高圧ガスの種類変更届

(1) 概要

販売する高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、販売に係る高圧ガスの種類変更届(様式第22)を都道府県知事に届け出なければなりません。(法第20条の7、一般則第41条)

ただし、以下に掲げる同一区分内のガスの種類変更は、「販売に係る高圧ガスの種類変更」に該当しないものとして扱います。

ア 冷凍設備内の高圧ガス

イ 液化石油ガス(炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするもの)に限り(1)を除く)

ウ 不活性ガス((1)を除く)

表 販売をする高圧ガスの種類の変更届出要否の事例

届出済みの 高圧ガス	追加する高圧ガス	事例	届出の要否
液化石油ガス	① 液化石油ガス	プロパン主成分LPGにブタン主成分のLPGを追加	不要
	② ①以外の高圧ガス	LPGに酸素を追加	必要
不活性ガス	① 不活性ガス	窒素にアルゴンを追加	不要
	② ①以外の高圧ガス	窒素にアセチレンを追加	必要
上記以外の 高圧ガス	可燃性ガス	アセチレンに水素を追加	必要
	毒性ガス	アンモニアに塩素を追加	必要
	酸素	水素に酸素を追加	必要
	不活性ガス	酸素に窒素を追加	必要

(2) 提出書類

ア 届書 販売に係る高圧ガスの種類変更届(一般則様式第22)

4 高圧ガス販売事業承継届

(1) 概要

高圧ガス販売事業者が、届出済の販売事業届に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併、分割（当該届出に係る事業の全部を承継させたものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継します。（法第 20 条の 4 の 2）

また、販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、高圧ガス販売事業承継届書（様式第 21 の 2）を届け出なければなりません。（一般則第 37 条の 2、液石則第 38 条の 2）

(2) 提出書類

ア 届書 高圧ガス販売事業承継届書（一般則様式第 21 の 2、液石則様式第 21 の 2）

イ 添付書類

- ・委任状（手続きを委任する場合）
- ・承継の事実を証明する書面

（法人の場合は、事業譲渡契約書、合併契約書、分割計画書又は分割契約書の写し等及び登記事項証明書の写し。個人の相続の場合は、相続人の戸籍謄本、相続人が 2 人以上の場合は、その全員の同意により承継すべき相続人を選定した事実を証する書面等及び相続人の戸籍謄本）

(3) 承継届の際の留意事項

高圧ガス販売事業承継届は事業所ごとに届出をしてください。

販売主任者の選任が必要な販売事業所については、販売主任者届も併せて届出してください。

なお、承継前の販売事業所の廃止届は不要です。

5 高圧ガス販売事業廃止届

(1) 概要

高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、「高圧ガス販売事業廃止届書」（一般則様式第 26、液石則第 25）を遅滞なく、届け出なければなりません。（法第 21 条第 5 項、一般則 44 条、液石則 44 条）

(2) 提出書類

ア 届書 高圧ガス販売事業廃止届書（一般則様式第 26、液石則第 25）

6 販売所の移転

販売所の所在地を変更（移転）したときは、旧所在地については変更（移転）後遅滞なく「高圧ガス販売事業廃止届書」（一般則様式第 26、液石則様式第 25）を、新所在地の販売所については事業開始の 20 日前までに「高圧ガス販売事業届書」（様式第 21）を届け出なければなりません。

7 代表者等変更届

(1) 概要

下記に該当する変更があった場合には、「代表者等変更届書」(手引様式第2)を遅滞なく届けてください。

ア 法人名称

イ 法人代表者

ウ 本社所在地

エ 事業所名称

オ 事業所代表者(事業所の届出代表者)が法人代表者である事業所は届出不要です。

カ 事業所の所在地表示変更(所在地変更の場合は販売所の移転に該当します。)

キ その他

- ・販売の方法に変更がある場合(例えば、販売の方法で直送から貯蔵に変更)
- ・容器置場の増設(貯蔵量が300m³未満の場合)

(2) 提出書類

ア 届書 代表者等変更届書(手引様式第2)

イ 添付書類 変更した事実を証する書面(履歴事項全部証明書の写し、ホームページのコピー等)

第3章 高圧ガス販売業者等のその他の法令遵守事項

1 周知の義務

販売業者等はその販売する高圧ガスを購入する消費者に対して、販売契約を締結したとき及び1年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、当該高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項を周知させなければなりません。(法第20条の5第1項、一般則第38条、液石則第39条)

- (1) 周知対象の高圧ガス(一般則第39条第1項、液石則第40条第1項)
 - ア 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素、液化石油ガス
 - イ 在宅酸素療法用の液化酸素
 - ウ スクーバダイビング等呼吸用の空気
 - エ スクーバダイビング呼吸用のガスであって当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が98パーセント以上で、かつ酸素の容量が全容量の21パーセント以上のもの(前記のものを除く)
 - オ 燃料用液化石油ガス(車両用の燃料を除く)
- (2) 高圧ガスによる災害の発生防止に関し消費者に周知しなければならない事項(一般則第39条第2項、液石則第40条第2項)
 - ア 使用する消費設備のその販売する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
 - イ 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
 - ウ 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
 - エ 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
 - オ ガス漏れを検知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
 - カ ア～オに掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

2 保安教育

販売業者は、その従業者に保安教育を施さなければなりません(法27条4項)。実効性のある保安教育の実施には、業態に即した計画の策定、教育記録の作成が望まれます。

3 帳簿の保存

販売業者は、販売所ごとに次の帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければなりません(法第60条第1項)。帳簿は、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態であれば電子媒体でも差支えありません。

- (1) 高圧ガスを容器により授受した場合(一般則第95条第3項表中1、液石則第93条第3項表中1)
 - ア 充填容器の記号及び番号
 - イ 高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスについては充填質量)
 - ウ 授受先
 - エ 授受年月日

(2) 高圧ガス消費者に周知を行った場合

(一般則第 95 条第 3 項表中 2、液石則第 93 条第 3 項表中 2)

ア 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所

イ 周知した者の氏名

ウ 周知の年月日

4 高圧ガスの貯蔵について

容器置場を設置して高圧ガス容器を貯蔵する場合には、貯蔵数量により貯蔵の方法に係る技術上の基準（法第 15 条）を遵守する必要があります。また、貯蔵数量により高圧ガス貯蔵所の許可・届出の手続きが必要となりますので、貯蔵数量及び適用となる基準を確認のうえ、高圧ガス保安法関係 申請・検査の手引き〔高圧ガス貯蔵所用〕を参照してください。

5 高圧ガスの移動について

高圧ガスを車両に積載して運搬する場合は、移動に係る保安上の措置及び技術上の基準（法第 23 条）を遵守する必要があります。高圧ガス移動時の車両チェックリストを付表 1～4 に示しますので参照してください。

付表 1 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素等

付表 2 毒性ガス

付表 3 不活性ガス

付表 4 液化石油ガス

第4章 事故関係

1 事故時の連絡体制

(1) 事故の定義

「事故」とは、次に掲げるものであって、地震、落雷等の天災によるものを含みます。

ア 高圧ガスに係る事故等

(ア) 爆発 高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したもの

(イ) 火災 設備等において、燃焼現象が生じたもの

(ウ) 噴出・漏えい

設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの（以下の場合を除く。）

① 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合。

② 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。

(エ) 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたもの。

(オ) 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難

(カ) 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

(キ) その他

イ 高圧ガス施設に影響を及ぼすおそれのある事故

※ 以下の事故については、液石法に係る事故として取り扱います。

ア 次の各号の一に掲げる充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

(ア) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの

(イ) 消費設備（移動中のものを除く。）

(ウ) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの

イ 移動式製造設備であって液石法第37条の4の充てん設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において発生した事故

(2) 事故通報及び連絡系統

ア 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、(別表)の事故対応区分による。

イ 事業所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに(別図)の連絡体制により、次に掲げる事項を電話で通報するものとする。

なお、事故の概要、事故の原因、応急措置の内容について逐次報告するものとする。

- ① 事故の種類
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 発生施設
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ 被害の状況

ウ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて逐次報告する。

エ 第2報以降の事故情報の報告先について、通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

オ 原則として、電話による通報と同時に、「事故発生報告書」(別紙様式)をファクシミリで送信する。

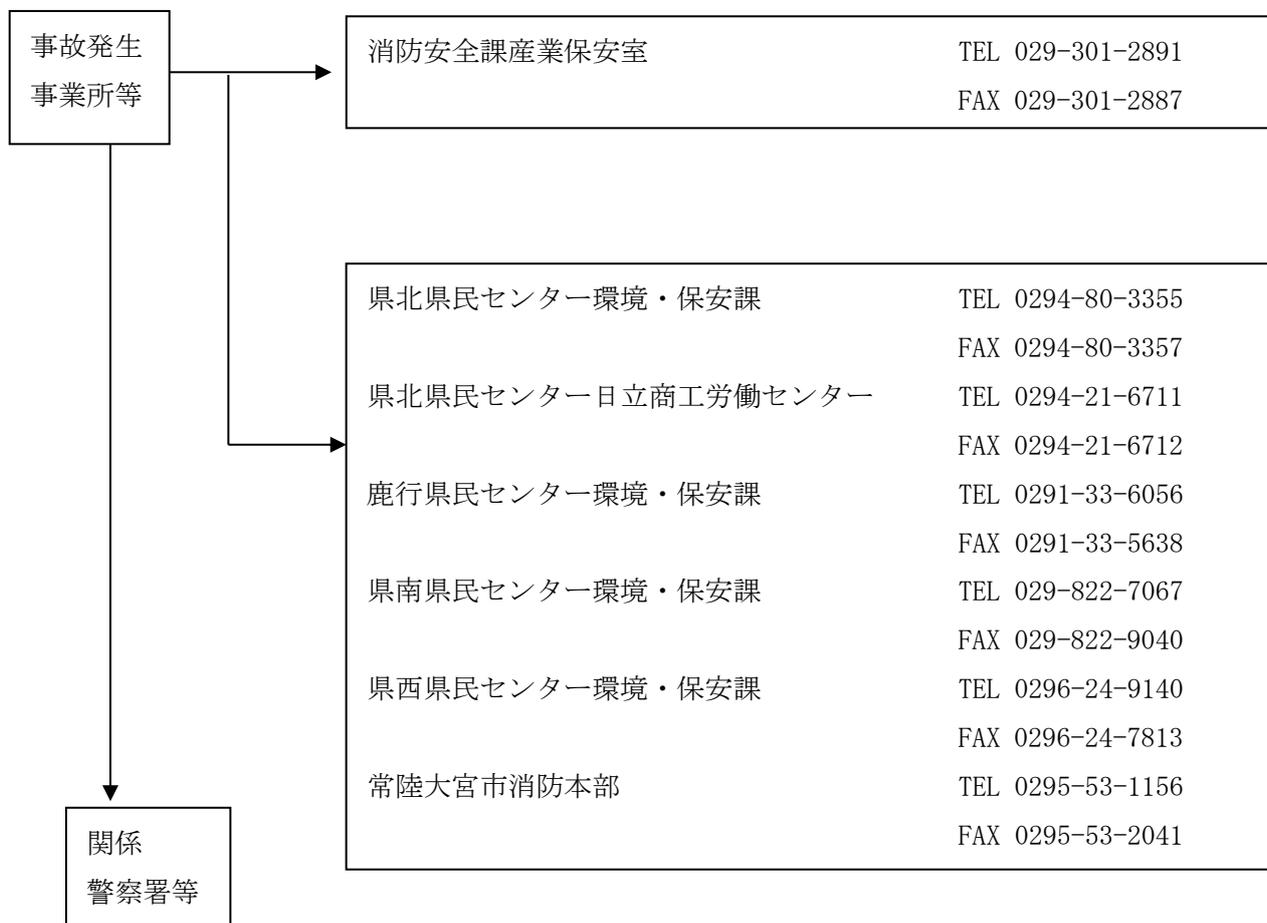
2 事故届の提出

事故が発生した事業者は、遅滞なく「事故届書」(一般則様式第58、液石則様式第57)を第1章1販売事業に係る届書の提出先に提出しなければなりません。(法第63条、一般則第98条、液石則第96条)

事故届書には、事故発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度、再発防止策などを記載してください。(必要に応じて図面を添付)

(別図) 高圧ガスに係る事故時連絡体制

1 平日 (月曜～金曜 8:30～17:15 [祝日を除く])



2 休日・夜間 (平日以外)

